

## 5. 誘導施設・誘導区域等

### 5-1 都市機能・居住誘導に向けた基本方針

施策・誘導方針（ストーリー）や、目指すべき都市の骨格構造を踏まえて、立地適正化計画における都市機能や居住を誘導していく上での基本的な考え方を検討・整理しました。

#### 5-1-1 都市機能誘導の基本方針

##### (1) 都市機能の誘導（都市機能誘導区域）とは

「都市計画運用指針」において、「医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域」として都市機能誘導区域を設定するものとされています。また、都市機能誘導区域は原則居住誘導区域（居住促進区域）内に設定することになっています。

##### (2) 基本方針

都市機能の誘導を図るべき区域について、本町の状況等を踏まえ基本方針を以下に整理します。

| 本町の状況  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中核拠点である鉄道駅の周辺は鉄道のほか路線バスや巡回バスの路線が通る町内で最も公共交通の利便性が高いエリアです。</li><li>・ 鉄道駅周辺には商業、医療、金融等の都市機能が立地しており、町民の日常生活に必要な生活サービスを提供する拠点として機能しています。</li><li>・ 菊陽町役場の周辺は中央地区地域拠点として位置づけられ、福祉センターや中央公民館等が集積しており、町の行政機能の中核として機能しています。</li></ul> |



| 基本方針   |
|--|
| 将来にわたって生活サービスの提供機能を維持していくため、中核拠点及び地域拠点に都市機能の誘導を図ります。 |

## 5-1-2 居住の誘導に向けた基本方針

### (1) 居住の誘導（居住誘導区域）とは

「都市計画運用指針」において「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域」として居住誘導区域（居住促進区域）を設定するものとされています。

### (2) 基本方針

居住の誘導を図るべき区域について、本町の状況等を踏まえ基本方針を以下に整理します。

なお、居住誘導区域は市街化区域を基準に設定すべき区域であるが、市街化調整区域においても、居住ニーズがあることから市街化調整区域についても方針の検討を行います。

#### ① ■市街化区域

| 本町の状況  |
|--|
| ・ 鉄道駅の周辺に広がる既成市街地は、鉄道駅周辺に立地する商業、医療、金融をはじめとした多様な都市機能を徒歩や公共交通により利用することができる便利な環境です。今後もこの環境を維持していくためには、既存の都市機能や公共交通を支える人口密度の維持が必要です。 |



| 基本方針  |
|---|
| 既成市街地及び今後計画的に市街地を整備する区域で、災害リスクの低い区域に居住を誘導し、人口の集積を維持・確保していきます。 |

#### ② ■市街化調整区域

| 本町の状況  |
|--|
| ・ 自然に囲まれたゆとりある生活のニーズの受け皿となっている市街化調整区域内の居住地においても、商業等の身近な都市機能とまちなかエリアにアクセスできる公共交通の確保が必要であり、それらを支える一定の人口密度を維持していく必要があります。     |
| ・ 都市計画マスタープランにおいて、今後の開発が想定されるエリアとして「開発構想ゾーン」及び今後、整備を検討している南部地区新設道路（計画）の沿線エリアにおいては、開発を許容し、計画的な市街化、まちづくりを促進します。（市街地整備を検討します） |



| 基本方針  |
|---|
| 久保田台地における「開発構想ゾーン」では農地との調整を図りながら市街地整備に取り組みます。南部地区新設道路（計画）の沿線エリアにおいては、南小校区の活性化と住環境の整備を検討します。 |

## 5-2 居住誘導区域の設定方針

### 5-2-1 基本的な考え方

居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通・財政の現状及び将来を見据え、居住誘導区域内外にわたる良好な居住を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営を効果的に行うためのものとなります。

また、「立地適正化計画の手引き（国土交通省）」において、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をもとに、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、以下の観点等を踏まえ具体的な区域を検討することとしています。

- ✓ 徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
- ✓ 区域内の人口密度の維持又は低下の抑制による都市機能の持続性
- ✓ 対象区域における災害リスク

一方で、工業専用地域等の法令により住宅の建築が制限されている区域や土砂災害特別警戒区域等の区域の有無を把握し、適切に対応することも必要とされており、居住誘導区域の望ましい区域像として、以下のような区域が示されています。

#### 【生活利便性が確保される区域】

- ◆ 都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・末端交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

#### 【都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域】

- ◆ 医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
  - ◆ 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討
- ※民間施設を含む都市機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となるが、人口減少が進んでいる地域においては、実情に応じて実現可能な人口密度を設定する必要がある。

#### 【災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域】

- ◆ 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

【参考：居住誘導区域に含めない区域（都市計画指針）】

|  |   | 区域名   | 根拠法   |
|--|---|---|---|
| 居住誘導区域に含めない区域                            | 居住誘導区域に含まないこととされている区域                     | ① 市街化調整区域   | 都市計画法第7条第1項   |
|  |   | ② 災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域  | 建築基準法第39条第2項  |
|  |   | ③ 農用地区域又は農地若しくは採草放牧地の区域   | ・農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号<br>・農地法第5条第2項第1号  |
|  |   | ④ ・特別地域<br>・保安林の区域<br>・原生自然環境保全地域又は特別地区<br>・保安林予定森林の区域<br>・保安施設地区<br>・保安施設地区に予定された地区  | ・自然公園法第20条第1項<br>・森林法第25条若しくは第25条の2<br>・自然環境保全法第14条第1項、第25条第1項<br>・森林法第30条若しくは第30条の2<br>・森林法第41条<br>・森林法第44条において準用する同法30条 |
|  |   | ⑤ 地すべり防止区域  | 地すべり等防止法第3条第1項  |
|  |   | ⑥ 急傾斜地崩壊危険区域  | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項   |
|  |   | ⑦ 土砂災害特別警戒区域  | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項  |
|  |   | ⑧ 浸水被害防止区域  | 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項  |
|  | 原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域                  | ① 津波災害特別警戒区域  | 津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項  |
|  |   | ② 災害危険区域（住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）   | 建築基準法第39条第1項  |
|  | 居住誘導区域として適当でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき区域 | ① 土砂災害警戒区域  | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項  |
|  |   | ② 津波災害警戒区域  | 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項  |
|  |   | ③ 浸水想定区域  | 水防法第14条第1項  |
|  |   | ④ ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する基礎調査の区域<br>・津波浸水想定における浸水の区域<br>・都市浸水想定における都市浸水が想定される区域<br>・その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 | ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項<br>・津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項<br>・特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号等                               |
|  | 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域        | ① 工業専用地域、流通業務地区等  | 都市計画法第8条第1項第1号、13号  |
|  |   | ② 特別用途地区、地区計画等のうち、住宅の建築が制限されている区域   | 都市計画法第8条第1項第2号、第12の4条第1項第1号   |
| ③ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域  |   | —   |   |
| ④ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域 |   | —   |   |

## 5-2-2 菊陽町における居住誘導区域の設定

### (1) 区域設定の視点

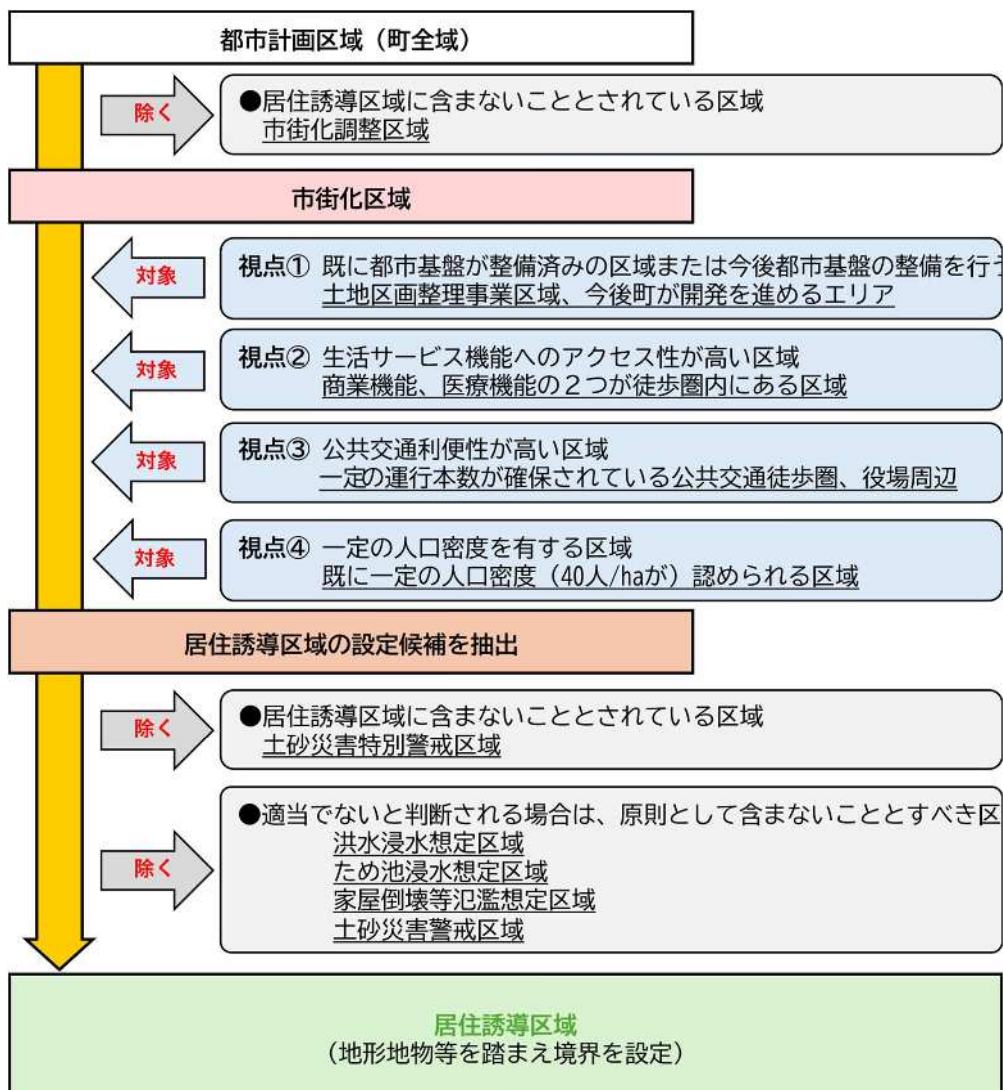
「5-1-2 (2) 基本方針」に示したとおり、鉄道駅周辺の既成市街地は、商業、医療、金融をはじめとした多様な都市機能が立地しており、これらの施設を徒歩や公共交通により利用することができる便利な環境にあります。

今後もこの環境を維持していくためには、既存の都市機能や公共交通を支える人口密度の維持が重要であるため、一定の利便性が確保された「中核拠点」、「地域拠点」の周辺に居住を誘導します。加えて、「5-2-1 基本的な考え方」を踏まえ、区域設定の視点を以下のとおり設定します。

- ① 既に都市基盤が整備済みの区域又は今後都市基盤の整備を行う区域
- ② 生活サービス機能へのアクセス性が高い区域
- ③ 公共交通利便性が高い区域
- ④ 一定の人口密度を有する区域

### (2) 居住誘導区域設定の流れ

前述の内容を踏まえ、以下のフローに従って居住誘導区域を設定します。





### (3) 【視点②】生活サービス機能へのアクセス性が高い区域

日常生活に必要な生活サービス機能が徒歩圏内に立地している区域は、既に一定の生活利便性が確保されているため、居住誘導区域に含めます。

生活サービス機能へのアクセス性が高い区域は、日常生活で利用が多い商業機能、医療機能の2つが徒歩圏内にある区域を基準に設定しました。

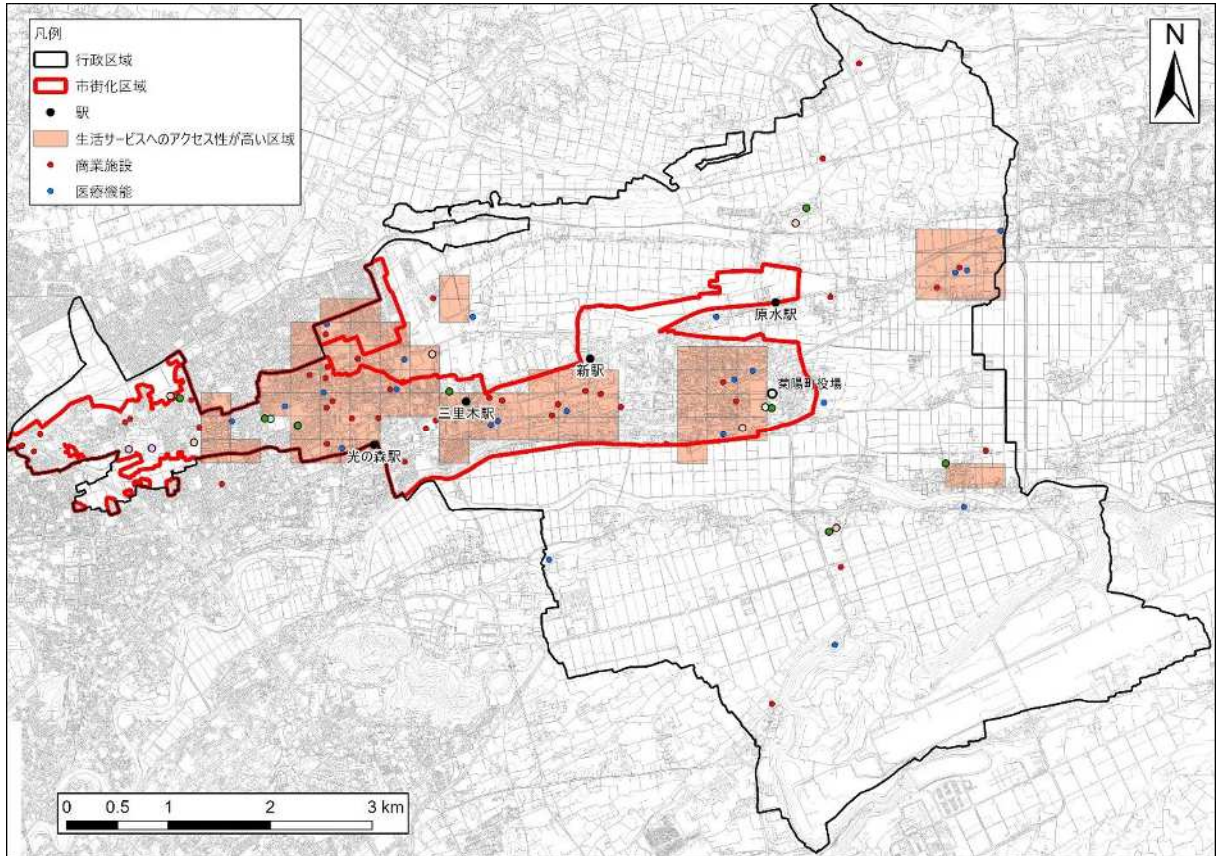


図 5-2 生活サービス機能へのアクセス性が高い区域

#### (4) 【視点③】公共交通利便性が高い区域

一定の運行本数が確保されている公共交通徒歩圏は、公共交通機関の利用を通じて都市機能誘導区域へアクセスすることが可能であるため、居住誘導区域に含めます。

公共交通徒歩圏の設定については、運行本数が30本/日以上 of 鉄道駅、バス停留所からの徒歩圏（鉄道駅 800m、バス停留所 300m）を基準として設定しました。

なお、菊陽町役場については、運行本数は少ないものの、コミュニティバスや乗合タクシーの発着点として機能していることから、公共交通利便性が高い区域に位置付けています。

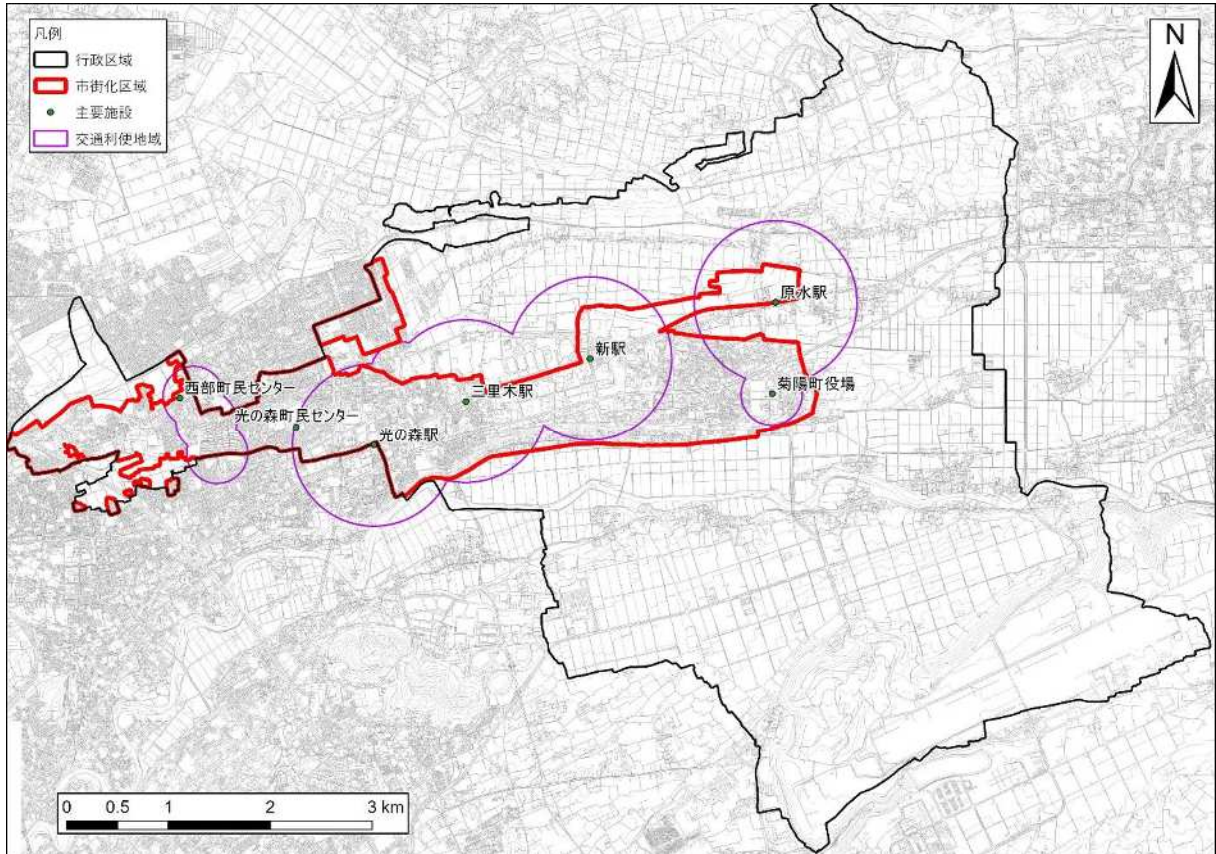


図 5-3 公共交通利便性が高い区域

(5) 【視点④】一定の人口密度を有する区域

既に一定の人口密度が認められる区域は、今後も人口密度の維持を図ること目的として、居住誘導区域に含めます。

なお、一定の人口密度とは、市街化区域の設定基準である人口密度 40 人/ha を参考として設定しました。

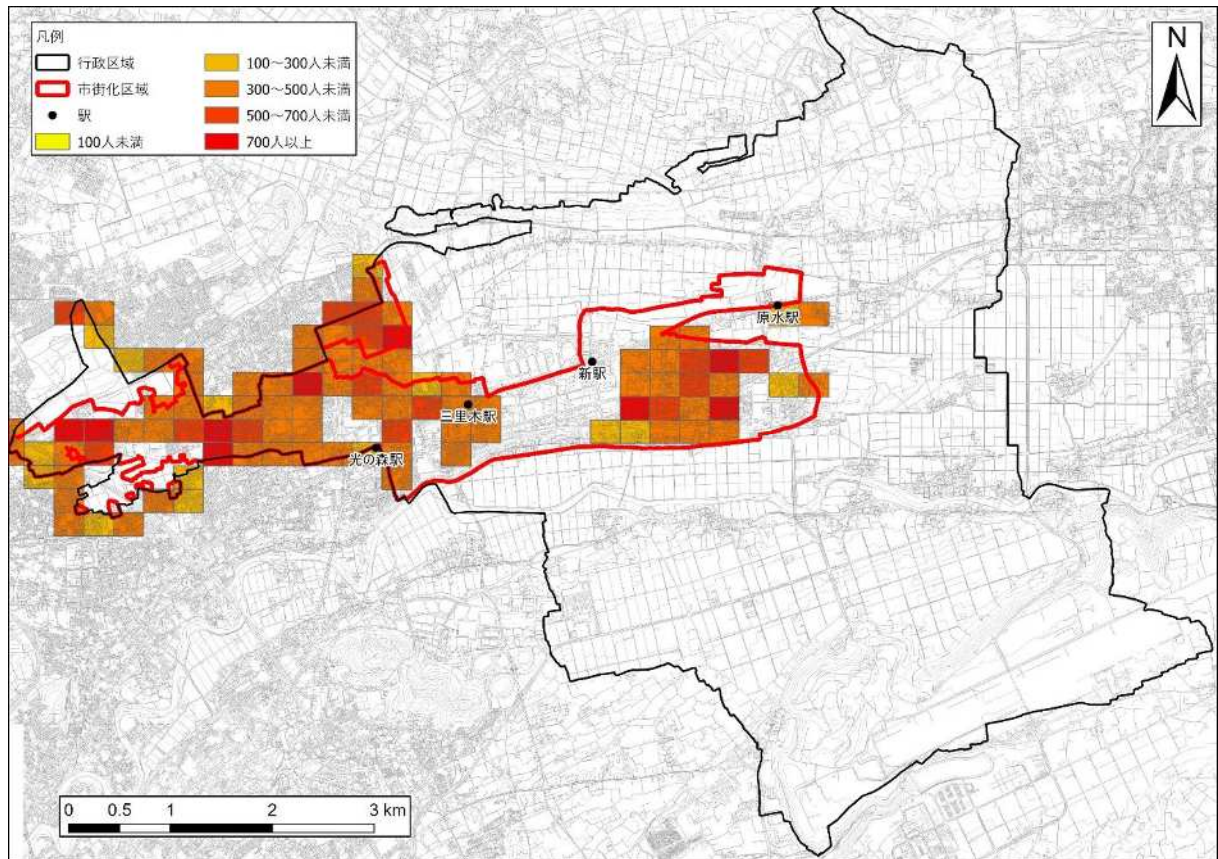


図 5-4 一定の人口密度を有する区域

以上の視点①から④のいずれかに該当する区域は、居住誘導区域の設定候補区域とします。それぞれの区域を重ね合わせた図を以下に示します。

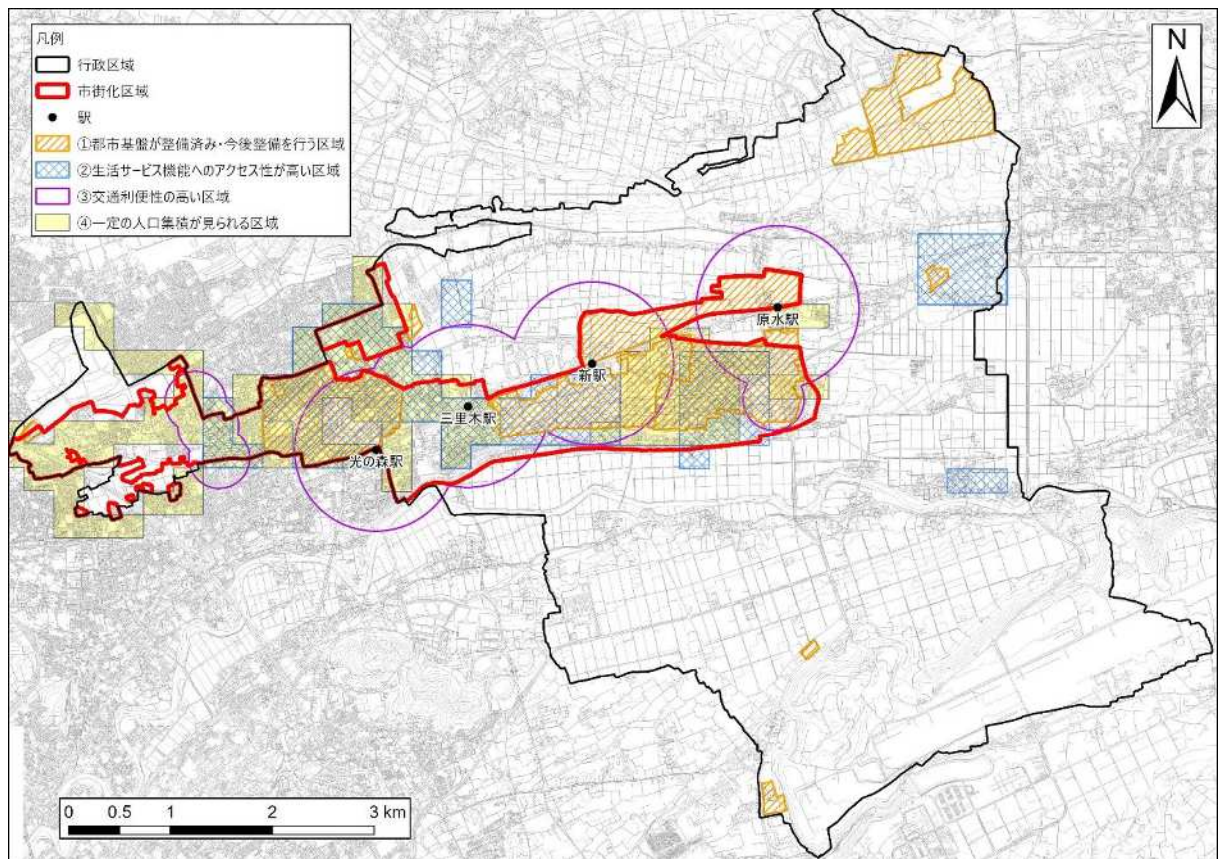


図 5-5 重ね合わせ図

(6) 居住誘導区域に含めない区域

下表に示す区域は災害によるリスクがある区域として、居住誘導区域から除外します。

表 5-1 居住誘導区域に含めない区域

| 災害ハザード区域               | 除外対象   |
|------------------------|--|
| 洪水浸水想定区域・<br>ため池浸水想定区域 | 仮に、想定しうる最大の浸水 (L2) が発生する“最悪の事態”においても、「垂直避難」により人的被害の発生を抑制することを前提として、浸水深 3.0m以上のエリアは区域から除外します。 |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域            | 浸水深に関わらず、「垂直避難」では危険を回避することは困難であり、生命・財産への甚大な被害が懸念されることから区域から除外します。                            |
| 土砂災害特別警戒区域             | 土砂災害の種類を問わず、生命・財産への甚大な被害が懸念されることから区域から除外します。   |
| 土砂災害警戒区域               | 「地すべり」に該当する土砂災害警戒区域については、予見困難であり、かつ、甚大な被害が発生する懸念があることから、区域から除外します。                           |

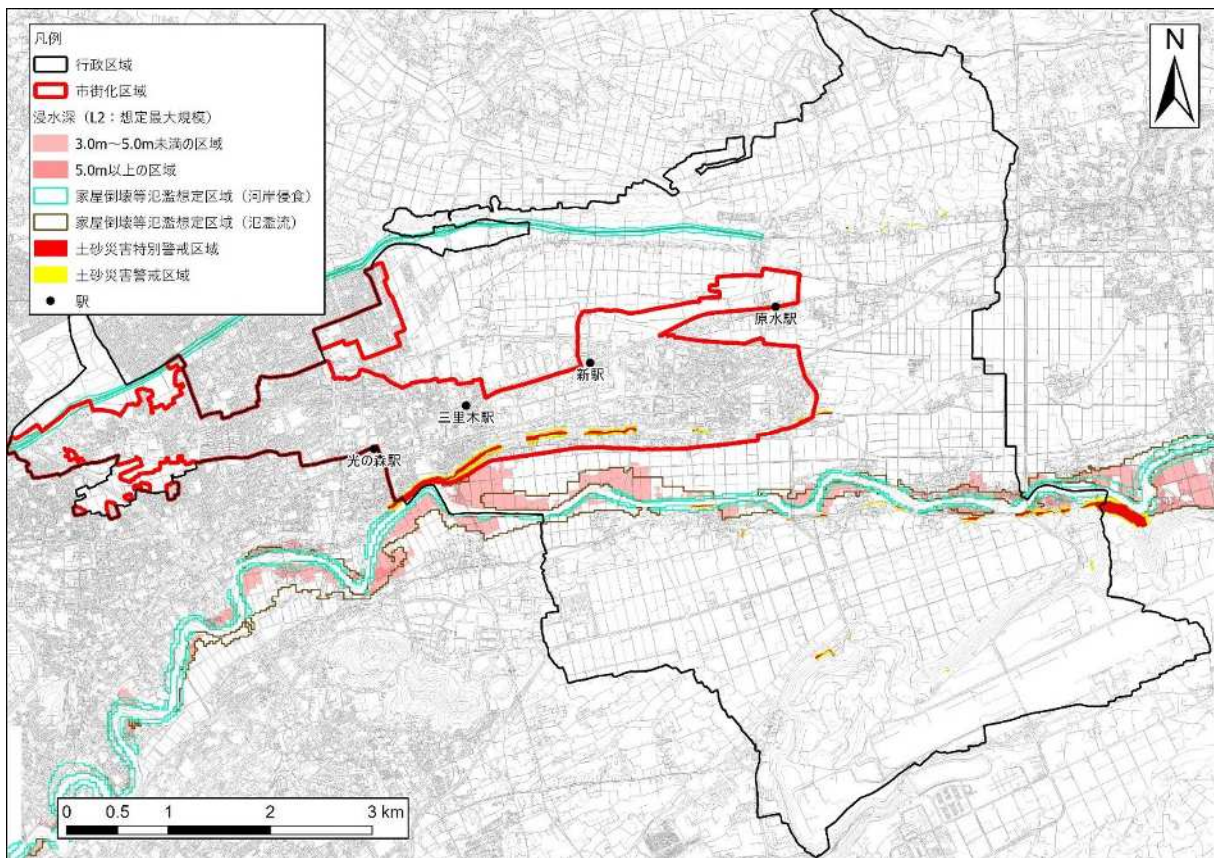


図 5-6 居住誘導区域に含めない区域

### 5-2-3 菊陽町における居住誘導区域

前節における①～④にあてはまる区域から、「居住誘導区域に含めない区域」を除外した範囲を本町における居住誘導区域に設定します。①～④に含まれていない区域においても、地域の一体性や町の方針を踏まえ、居住誘導区域に含む箇所があります。

なお、居住誘導区域の面積は 657.7ha です。

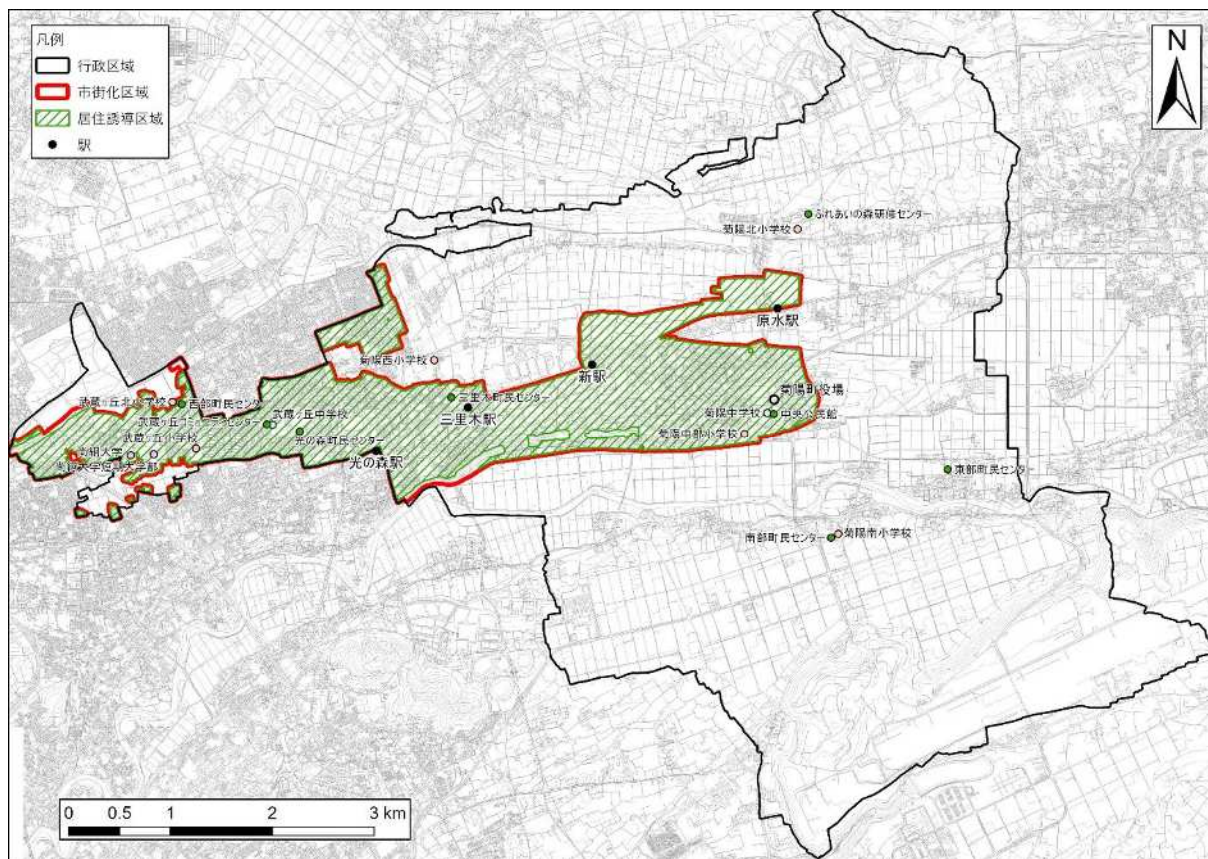


図 5-7 居住誘導区域

## 5-3 市街化調整区域における町独自の区域

### 5-3-1 基本的な考え方

居住や都市機能の誘導は、人口が集積し一定の生活利便性が確保された市街化区域内に誘導区域を設定し誘導区域内に図っていくものですが、市街化調整区域においても人口集積等がみられることから、市街化調整区域に居住する方の生活サービス機能やコミュニティ維持を図っていくため、区域の検討を行います。

一方、立地適正化計画における居住誘導区域、都市機能誘導区域は市街化区域内で設定することと示されているため、本項目で検討する区域は菊陽町独自の区域となります。

また、独自区域の設定にあたっては、「立地適正化計画の手引き（国土交通省）」に以下のように示されています。

#### 【市町村独自の区域設定】

- ◆ 居住誘導区域外においては市町村が任意に独自の区域を設定し、当該区域の方針等を定めることが可能です。
- ◆ 独自の区域としては、例えば、市街化区域内で居住誘導区域外の区域であっても、持続可能な地域づくりのために生活利便性や交通利便性を確保することが必要だと判断する区域等が考えられます。
- ◆ 一方、居住誘導区域を広く設定しつつ、居住誘導区域内に独自の区域を設定する等、どこに居住を誘導したいのかが不明瞭で、戦略的な誘導区域の設定を妨げるような独自の区域設定は望ましくありません。

### 5-3-2 菊陽町における町独自の区域設定

本町では、これまで市街化調整区域においても住環境の維持・向上を図るため、集落内開発制度や地区計画等の各種制度を活用しまちづくりを進めており、都市計画マスタープランにおいても、「開発構想ゾーン」を位置づけ、整備の方向性を設定しています。

加えて、南部地区新設道路が計画されている沿道エリア（市街地ゾーン）においては、今後の発展が期待されます。既存の環境の維持に加え、秩序ある市街化を進めていくためにも、町独自区域を設定し計画的なまちづくりを進めます。

これら本町の特徴及び今後のまちづくり、「5-3-1 基本的な考え方」を踏まえつつ、居住誘導区域の設定と同様に生活・交通の利便性が確保されるエリアとして、次項に示す要素を有する区域に町独自区域を設定します。

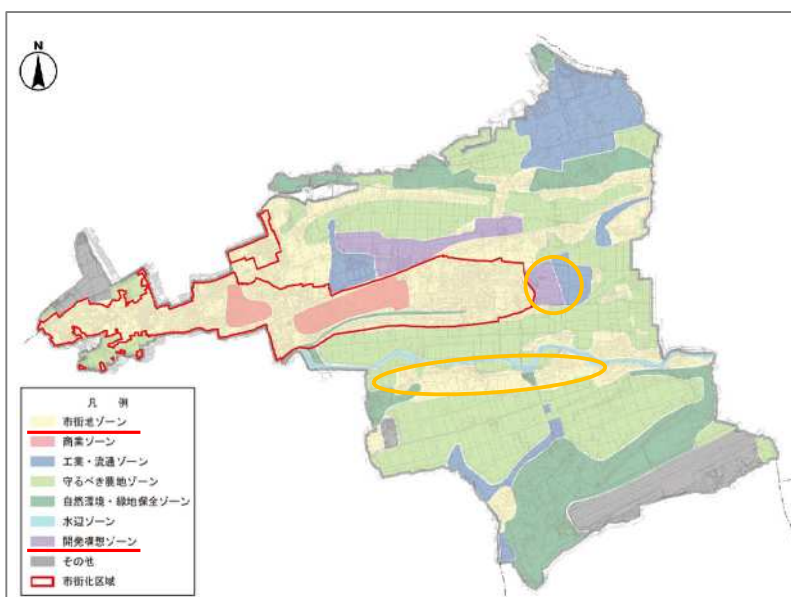


図 5-8 ゾーン設定図(都市計画マスタープラン)

表 5-2 町独自の区域を定めることが考えられる区域

|   | 区域  | 独自区域に含める理由   |
|---|---|--|
| ① | 都市計画マスタープランで開発構想ゾーンに位置付けられている区域<br>または、その他今後の開発が想定される区域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発構想ゾーンは市街化調整区域における「人口の受け皿確保、にぎわい創出の場」として土地利用を検討するエリアに定められているため、町独自の区域に含めます。</li> <li>・ 南部地区新設道路が計画されている沿道エリアにおいては、今後の開発が想定され、計画的に土地利用を進めるため、町独自区域に含めます。</li> </ul> |
| ② | 集落内開発制度の指定区域  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落内開発制度の指定区域は、開発行為が制限される市街化調整区域において、一定の開発行為が許可された区域であるため、町独自の区域に含めます。</li> </ul>  |
| ③ | 公共交通によるアクセス性が確保された区域                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な生活サービス機能が集積するまちなかエリア等へ公共交通によるアクセス性が確保された区域については、町独自の区域に含めます。</li> </ul>  |

### 5-3-3 菊陽町における独自区域

前述の内容を踏まえ、以下のとおり独自区域を設定します。

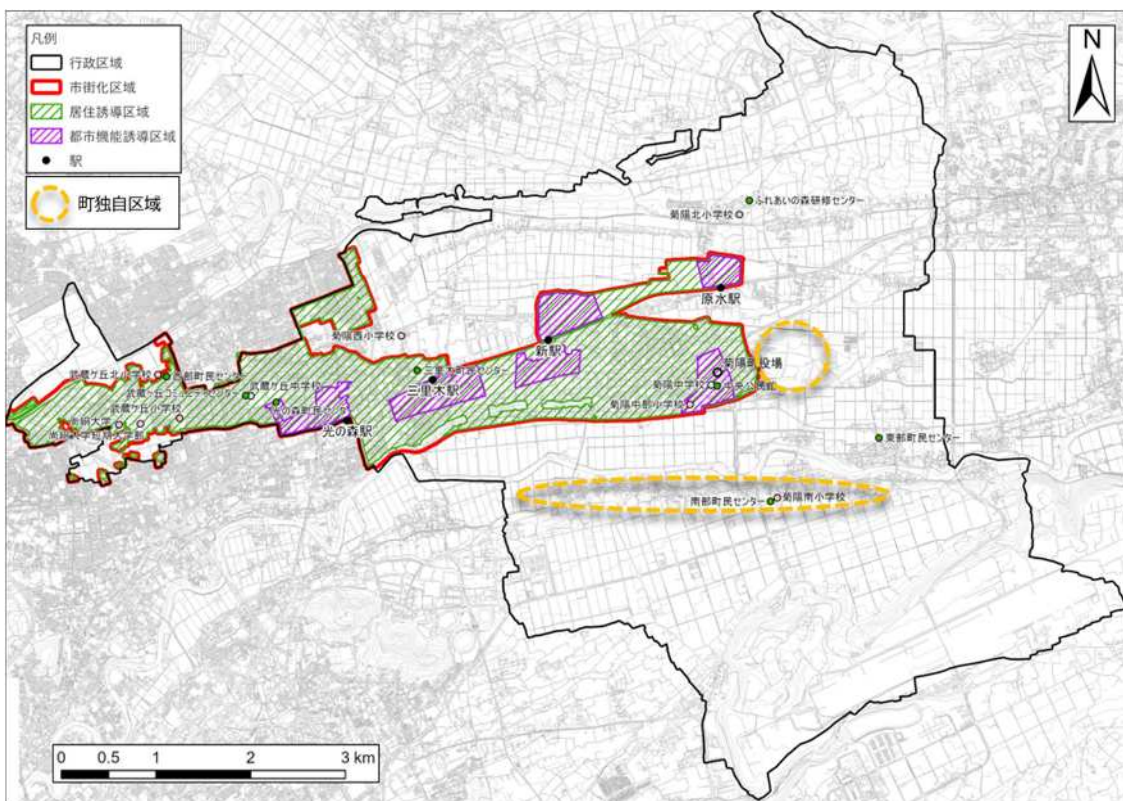


図 5-9 菊陽町の独自区域

## 5-4 都市機能誘導区域の設定方針

### 5-4-1 基本的な考え方

一定のエリアに誘導したい機能や進められる施策を提供することで、エリア内に生活サービス施設の誘導を図るものとなります。

また、「立地適正化計画の手引き（国土交通省）」によると、各拠点地区における生活サービス施設等の土地利用の実態や都市基盤（基幹的な公共交通路線、道路等）、公共施設、行政施設等の配置を踏まえ、徒歩等の移動手段による各種都市サービスの回遊性等、地域としての一体性等の観点から具体的な区域を検討することとしており、都市機能誘導区域の望ましい区域像、設定することが考えられる区域として、以下のように示されています。

#### 【都市機能誘導区域の望ましい区域像】

- ◆ 各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ◆ 主要駅や菊陽町役場等が位置する中心拠点の周辺に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

#### 【都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域】

- ◆ 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- ◆ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等
- ◆ 都市の拠点となるべき区域

### 5-4-2 菊陽町における都市機能誘導区域設定の考え方

#### (1) 区域設定の視点

「5-1-1（2）基本方針」で示したとおり、交通利便性が高く、現状で都市機能の集積がみられる「中核拠点」を町民の日常生活に必要な生活サービスを提供する拠点として捉え、将来的にも市内で日常的に必要な生活サービスを提供できる環境を維持していきます。

また、菊陽町役場をはじめ、行政機能が集積する「中央地区地域拠点」についても、生活サービスの提供拠点として機能していることを踏まえ、環境の維持を図るものとします。

本町の都市構造に加えて、「5-2-1 基本的な考え方」を勘案し、以下の視点より都市機能誘導区域の設定を行います。

- ① 公共交通利便性の高い区域
- ② 既に都市機能が集積している区域
- ③ 今後都市基盤の整備を行う区域

視点①～③の都市機能誘導区域の設定要件を拠点ごとに整理すると以下の表のとおりとなります。

生活拠点である武蔵ヶ丘地区（西部生活拠点、光の森生活拠点）以外の拠点については、上記の条件を2つ以上満たしており、一定の利便性が確保された区域であるため、都市機能誘導区域の設定を検討します。

表 5-3 拠点ごとの状況

|                | 中央地区<br>地域拠点 | 光の森駅<br>中核拠点 | 三里木駅<br>中核拠点 | 新駅中核拠点   |     | 原水駅<br>中核拠点 | 武蔵ヶ丘地区<br>(西部生活拠点、<br>光の森生活拠点) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|----------|-----|-------------|--------------------------------|
|                |              |              |              | 北側       | 南側  |             |                                |
| ①交通利便性         | ▲※2          | ○            | ○            | ○        | ○   | ○           | —                              |
| ②都市機能の集積       | ○            | ○            | ○            | ○        | ●※1 | ●※1         | ○                              |
| ③今後の都市<br>基盤整備 | 整備<br>済み     | 整備<br>済み     | 整備<br>済み     | 整備<br>済み | ●※1 | ●※1         | —                              |

※1：新駅中核拠点及び原水駅中核拠点は、原水駅周辺土地区画整理事業を実施中であり、今後教育機能を含めた都市機能の集積を図っていく予定である。

※2：菊陽町役場はコミュニティバス、乗合タクシーの発着地点であるとともに、今後AI オンデマンドバス運行の構想がある。

## (2) 都市機能誘導区域設定の流れ

前述の内容を踏まえ、以下のフローに従って都市機能誘導区域を設定します。



### (3) 公共交通利便性が高い区域

都市機能誘導区域は、町内全域に対する生活サービスを提供する役割を担う区域であるため、一定の運行本数が確保された公共交通徒歩圏については、都市機能誘導区域に含めること検討します。

公共交通徒歩圏の設定については、居住誘導区域の検討時と同様に、運行本数が30本/日以上、の鉄道駅からの徒歩圏(800m)を基準として設定しました。

なお、菊陽町役場については、運行本数は少ないものの、コミュニティバスや乗合タクシーの発着点として機能していることから、公共交通利便性が高い区域に位置付けています。

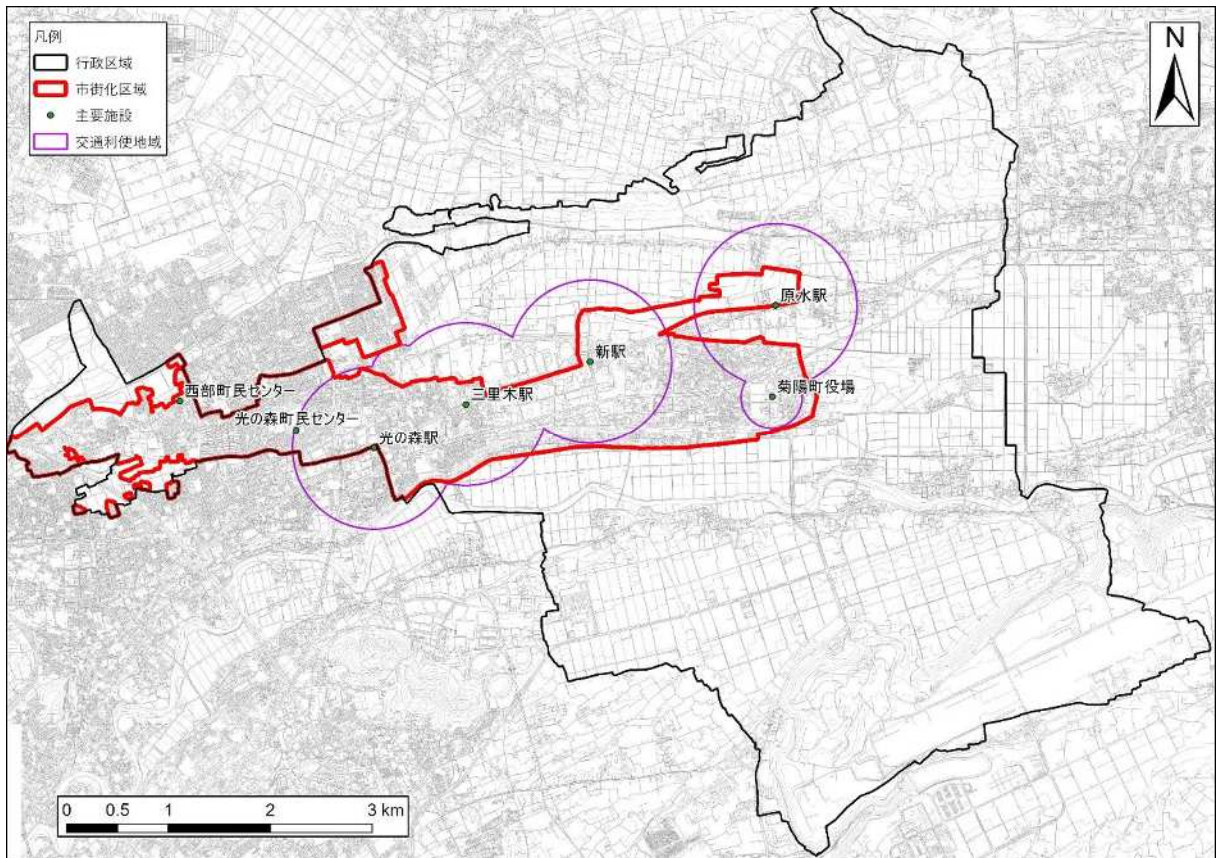


図 5-10 公共交通利便性が高い区域

#### (4) 既に都市機能が集積している区域

都市機能誘導区域は、町民に生活サービス機能を効率的に提供することを目的とした区域であるため、既に複数の都市機能が集積している区域については、都市機能誘導区域に設定することを検討します。

都市機能の集積状況は、行政、介護福祉、子育て支援、教育、医療、商業、金融、文化交流の8種別の機能を対象とし、各機能を有する施設の立地及び集積状況を体系的に整理し、4種類以上の都市機能が集中する区域を抽出しました。

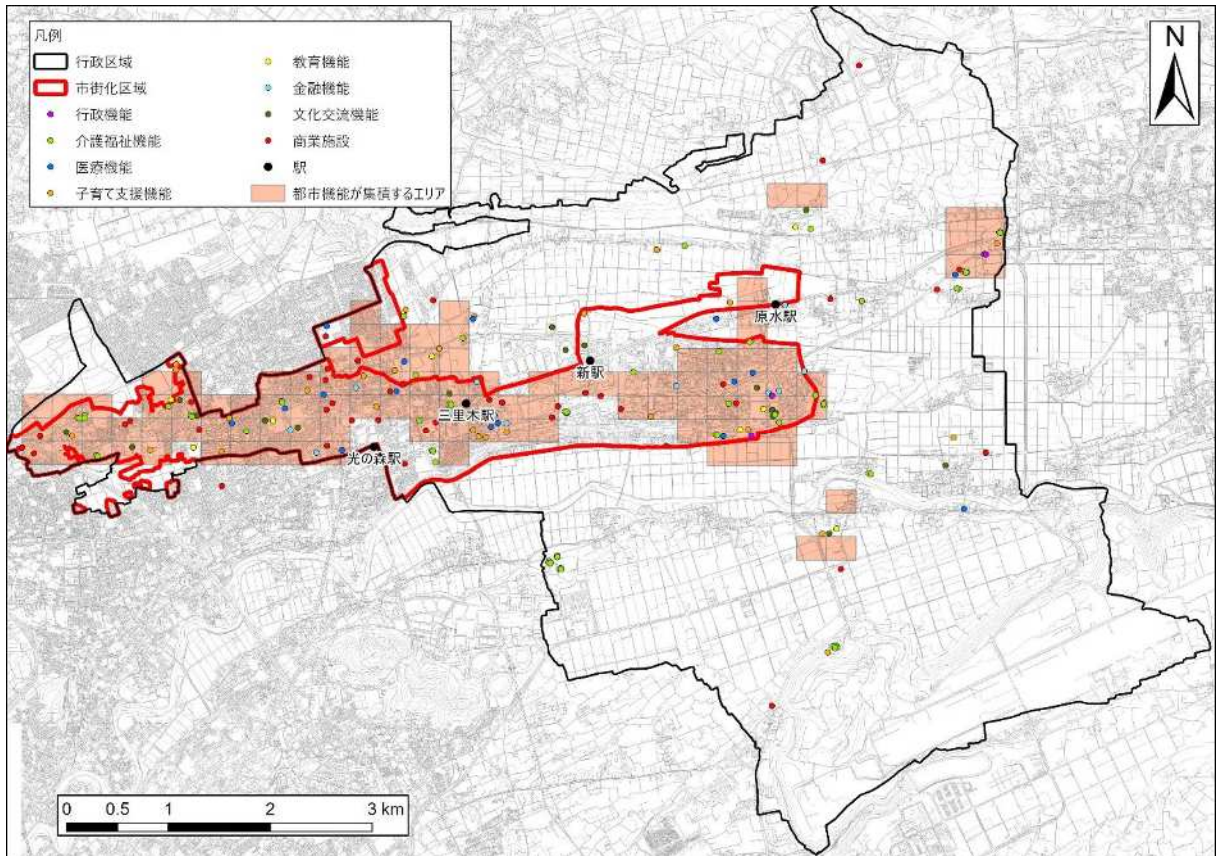


図 5-11 既に都市機能が集積している区域

(5) 今後都市基盤の整備を行う区域

今後都市基盤整備を実施予定の区域は、行政主導により新たにまちづくりを推進する区域であるため、都市機能誘導区域に含めることを検討します。

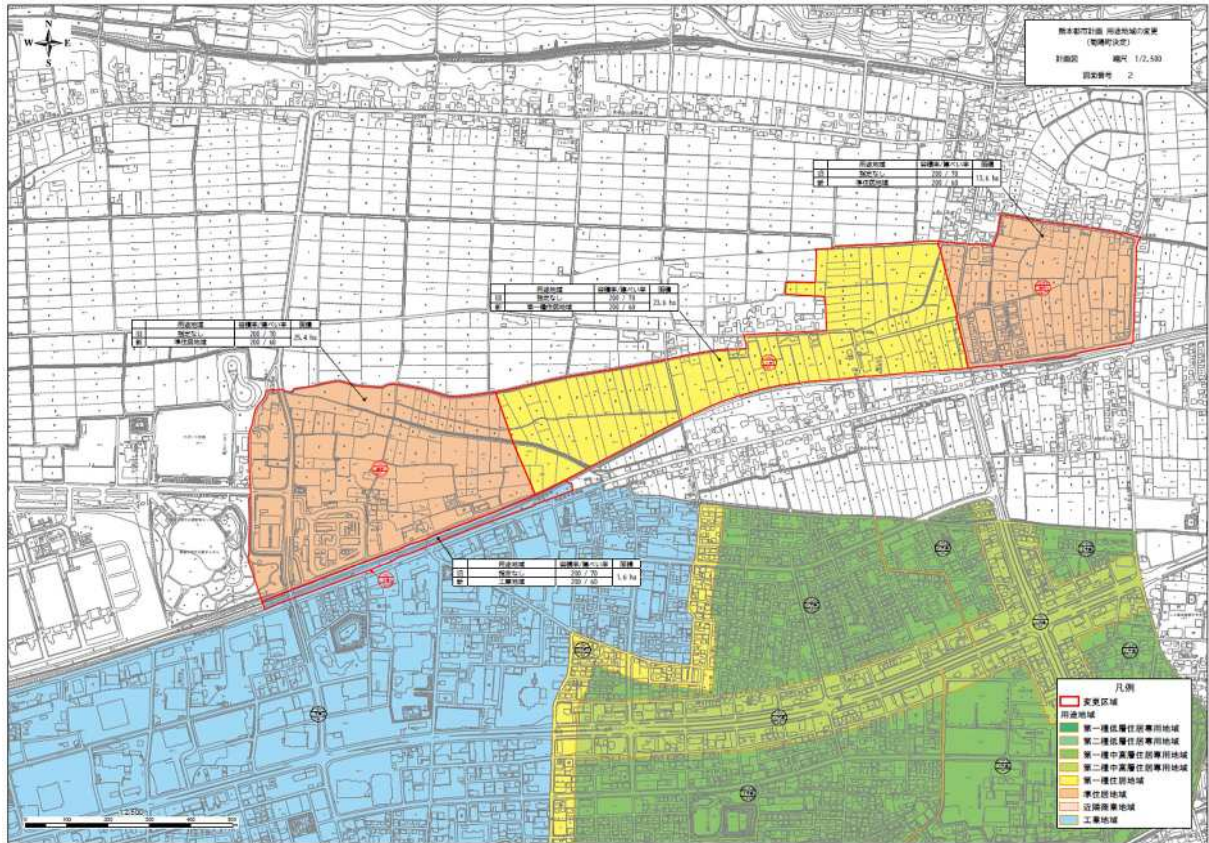


図 5-12 今後都市基盤の整備を行う区域

①に該当する区域のうち、②か③のどちらかに該当する区域は、都市機能誘導区域の設定候補区域とする。①から③の区域を重ね合わせた図を以下に示します。

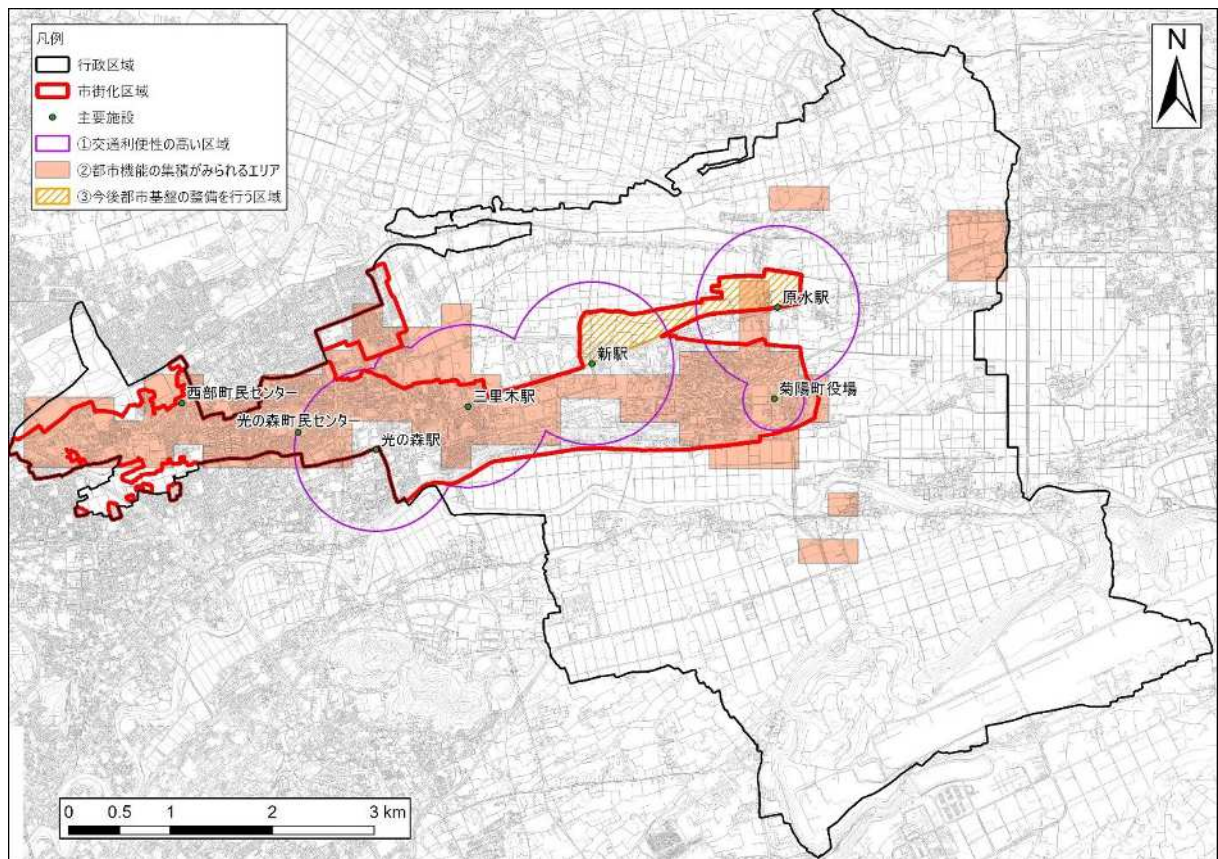


図 5-13 重ね合わせ図



## 5-5 誘導施設

### 5-5-1 誘導施設の概要

誘導施設は、都市計画運用指針において、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべきとされる都市機能（医療・福祉・商業施設等）とされています。

また、都市機能誘導区域において、まちの賑わいづくりや居住者の利便性等の観点から検討し、現在不足している都市機能（施設）や今後も維持が必要な都市機能等を対象に設定するものとなります。国の指針では、誘導施設に定めることが考えられる施設として、以下の施設が示されています。

#### 【基本的な考え方】

- ◆ 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられます。
- ◆ この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいです。

#### 【居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から定めることが考えられる誘導施設】

- ◆ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ◆ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ◆ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ◆ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設 等

## 5-5-2 菊陽町における都市機能誘導区域に誘導する施設（誘導施設）の考え方

### (1) 基本的な考え方

商業、医療、福祉等、都市機能には複数の種類があり、また都市機能を担う施設も複数の種類があります。例えば子育て・介護福祉支援のセンター機能を担う施設や大規模な商業施設は、全町民が利用者となる基幹的な施設であるため、「中核拠点」や「地域拠点」に立地していることが望ましいです。一方、保育所や通所介護施設等の施設や比較的小規模な商店等は、主として施設の周辺に暮らす町民の生活を支える身近な施設であり、町内の各所に立地していることで効率的なサービスの提供が可能です。

そのため、都市機能を担う基幹的な施設について、鉄道駅を中心とする「中核拠点」及び菊陽町役場を中心とする「中央地区地域拠点」周辺のエリアにおいて維持・誘導を図る誘導施設として設定します。

表 5-4 菊陽町における都市機能ごとの生活サービス施設

| 都市機能   | 内容   | 具体的な施設            |                            |
|--------|--|-------------------|----------------------------|
|        |  | 基幹的な施設            | 身近な施設                      |
| 行政機能   | ・日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等                         | 菊陽町役場、支所          | 駐在所、消防署                    |
| 介護福祉機能 | ・高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けられることができる機能 | 地域包括支援センター、福祉センター | 介護事業所                      |
| 子育て機能  | ・子どもを持つ世代が子育てに必要なサービスを受けられることができる機能            | 子育て支援センター         | 保育所、こども園、児童館等              |
| 商業機能   | ・日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能                  | 総合スーパー、食品スーパー     | ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア |
| 医療機能   | ・日常的な診療を受けられることができる機能                          | 病院                | 診療所                        |
| 金融機能   | ・日々の引き出し、預け入れ等ができる機能                           | 銀行、信用金庫           | 郵便局                        |
| 教育文化機能 | ・地域における教育文化活動を支える拠点となる機能                       | 図書館、ホール、高等教育機関    | 運動施設                       |

(2) 基幹的な施設の立地状況

基幹的な施設の立地状況について、下表のとおり整理しました。

表 5-5 基幹的な施設の立地状況

| 都市機能       | 施設         | 立地状況                          |              |            |             |              |
|------------|------------|-------------------------------|--------------|------------|-------------|--------------|
|            |            | ○：都市機能誘導区域に立地、×：都市機能誘導区域に立地なし |              |            |             |              |
|            |            | 光の森駅<br>中核拠点                  | 三里木駅<br>中核拠点 | 新駅<br>中核拠点 | 原水駅<br>中核拠点 | 中央地区<br>地域拠点 |
| 行政機能       | 菊陽町役場、西部支所 | ○                             | ×            | ×          | ×           | ○            |
| 介護福祉<br>機能 | 地域包括支援センター | ×                             | ×            | ×          | ×           | ○            |
|            | 福祉センター     | ×                             | ×            | ×          | ×           | ○            |
| 子育て<br>機能  | 子育て支援センター  | ○                             | ×            | ×          | ×           | ○            |
| 商業機能       | 総合スーパー     | ○                             | ○            | ×          | ×           | ×            |
|            | 食品スーパー     | ×                             | ×            | ×          | ×           | ×            |
| 医療機能       | 病院         | ×                             | ×            | ×          | ×           | ×            |
| 金融機能       | 銀行         | ○                             | ○            | ×          | ×           | ×            |
|            | 信用金庫       | ×                             | ○            | ×          | ×           | ×            |
| 教育文化<br>機能 | 図書館        | ×                             | ×            | ×          | ×           | ×            |
|            | ホール        | ×                             | ×            | ×          | ×           | ×            |
|            | 高等教育機関     | ×                             | ×            | ×          | ×           | ×            |

### (3) 誘導施設の設定方針

菊陽町における今後のまちづくりの方向性や都市機能及び居住の誘導に向けた基本方針及び各拠点における基幹的な施設の立地状況を踏まえ、誘導施設の設定方針を下表のとおり検討しました。

表 5-6 各地域における誘導施設の設定方針

| 地域                    | 内容   |
|-----------------------|--|
| 光の森駅<br>・三里木駅<br>中核拠点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、JR 豊肥本線光の森駅～JR 三里木駅と国道 57 号周辺は相当規模の商業施設が集積しているエリアです。また JR 三里木駅南側には金融施設が立地しています。</li> <li>・JR 光の森駅中核拠点は町西部の機能拠点として、JR 三里木駅中核拠点は親しみのある地域の交流拠点としての役割を維持することが必要であるため、商業機能及び金融機能の維持を図ります。</li> </ul>   |
| 新駅・原水駅<br>中核拠点        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 新駅及び JR 原水駅周辺エリアでは様々な施設の整備が予定されており、にぎわいや交流の活発化が期待されています。</li> <li>・JR 新駅周辺においては、知の集積（教育施設、ミュージアム）やビジネス、にぎわいと交流を担う拠点整備を進めます。</li> <li>・また、特に原水駅周辺は、セミコンテックパークと近い職住近接のまちとして、住宅等の整備推進されていることから、住民の日常生活を支えるとともに、子育て世代の支援を目的として、商業機能や子育て支援機能の誘導を図ります。</li> </ul> |
| 中央地区<br>地域拠点          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機能の中核として機能している現状を維持します。</li> </ul>   |

#### (4) 誘導施設

菊陽町における今後のまちづくりの方向性や都市機能及び居住の誘導に向けた基本方針及び各拠点における基幹的な施設の立地状況を踏まえ、誘導施設の設定方針を下表のとおり検討しました。

表 5-7 各地域における誘導施設

| 都市機能       | 施設            | 誘導施設の設定      |              |            |             |              | 設定の理由   |
|------------|---------------|--------------|--------------|------------|-------------|--------------|---|
|            |               | 光の森駅<br>中核拠点 | 三里木駅<br>中核拠点 | 新駅<br>中核拠点 | 原水駅<br>中核拠点 | 中央地区<br>地域拠点 |   |
| 行政機能       | 菊陽町役場<br>・支所等 | 維持           | —            | 誘導         | —           | 維持           | 中央地区地域拠点及び支所が所在する光の森駅中核拠点の行政機能の維持するため、誘導施設として位置付けます。また、新駅中核拠点においては、行政機能の誘導を検討します。                       |
| 介護福祉<br>機能 | 福祉センター        | 誘導           | —            | —          | —           | 維持           | 高齢者の生きがいづくり、介護サービス等の拠点施設として全町的に利用される施設であることから、誘導施設に位置付けます。  |
| 子育て<br>機能  | 子育て支援<br>センター | 維持           | —            | —          | —           | 維持           | 子育て中の親子の交流や子育てに関する相談の場であることから、誘導施設に位置付けます。  |
| 商業機能       | 総合スーパー        | 維持           | 維持           | 誘導         | —           | —            | 食品のほか日用品や衣料品等の買回り品を購入できる総合スーパーは光の森駅・三里木駅中核拠点の立地を維持するほか、将来ビジョンにおいて「賑わいエリア」と位置付けられている新駅中核拠点への誘導を図ります。     |
|            | 食品スーパー        | —            | —            | —          | 誘導          | —            | 日常生活において利用頻度が高い食品スーパーについては、将来ビジョンにおいて「職住近接エリア」と位置付けられ、今後住宅整備により移住・定住が期待される原水駅中核拠点において誘導施設として位置付けます。     |
| 金融機能       | 銀行            | 維持           | 維持           | 誘導         | —           | —            | 窓口業務による金融サービスを提供する施設であり、誘導施設として位置付けます。  |
|            | 信用金庫          | —            | 維持           | —          | —           | —            |   |
| 教育文化<br>機能 | 高等教育機関等       | —            | —            | 誘導         | —           | —            | 教育文化機能の誘導により、周辺エリアにおける若い世代の移住・定住促進が期待されることから、将来ビジョンにおいて「知の集積エリア」として位置付けられている JR 新駅・JR 原水駅間において誘導施設とします。 |

### 5-5-3 誘導施設の定義

下記の法的位置づけに該当する施設又は目的に該当する施設を誘導施設とします。

| 都市機能       | 施設            | 定義  |
|------------|---------------|---|
| 行政機能       | 菊陽町役場<br>西部支所 | 地方自治法第4条第1項に規定する施設                                    |
| 介護福祉<br>機能 | 福祉センター        | 菊陽町福祉センター設置及び管理に関する条例に規定する施設                          |
| 子育て<br>機能  | 子育て支援<br>センター | 菊陽町地域子育て支援拠点事業実施要綱に該当する事業を実施する施設                      |
| 商業機能       | 総合スーパー        | 衣料、食料品、生活用品等を取り扱う商業施設（店舗面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの） |
|            | 食品スーパー        | 食料品中心に取り扱う商業施設（店舗面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの）        |
| 金融機能       | 銀行            | 銀行法第2条第2項に該当する施設                                      |
|            | 信用金庫          | 信用金庫法第4条の免許を受けて事業を行う施設                                |
| 教育文化<br>機能 | 大学キャンパス       | 学校教育法第1条に規定される大学                                      |